

# 今月の焦点

## 事業会社の銀行業参入をめぐる動き

### 要 約

イトーヨーカ堂など事業会社の銀行との提携による銀行業への参入の動きが目立つ。これについては、事業会社のノウハウを金融サービスに生かすことにより金融業の新たな可能性を引出すことを期待する声強いが、親企業の機関銀行化などの懸念もあり、当局の参入基準づくりは難航している。国際的な基準では、参入を容認しつつ銀行に対する特定取引規制や親企業への監督を通じて金融システム安定に配慮する方向にあり、これらの事例を参考に、情報化時代に相応しい透明なルールづくりが望まれる。

### 事業会社による銀行参入の動きが活発化

昨年末のイトーヨーカ堂の銀行業参入表明に続いて、ソニーやさくら銀グループのインターネット銀行設立構想、伊藤忠など異業態提携による小口決済銀行構想など、事業会社を主たる出資者とする銀行免許取得への動きが目立っている(表1)。

まずヨーカ堂の構想では、傘下のセブン・イレブン・ジャパンなど全国9,300の店舗網を活用、振込や決済などを中心に24時間サービスの銀行業務展開を計画。買物に訪れた顧客に対して、物品のデリバリーに加え現金・預金とい

う支払手段を提供することにより利用客の利便性を高め、集客力を強化することを狙っている。またソニーでは、さくら銀行・JPモルガンなどと提携して銀行の自動預け払い機(ATM)を通ずる預金受入、貸出、資金移動などのサービスを提供するインターネット専門銀行を設立し、2001年前半の開業に向けて検討を開始。さくら銀行自体も富士通などと共同でインターネット専門の「ジャパンネット銀行」(仮称)設立を予定している。さらに最近では、長銀OBが伊藤忠・三井海上・大和生命など異業態の出資を得てインターネットによる小口決済専門

表1 事業法人の銀行参入の類型

主たる参入企業	参入の形態	提供する主たる業務内容
①イトーヨーカドー銀行	銀行との提携によりコンビニでのATMを活用	資金決済中心。リスク資産への運用は行わない
②ソニー銀行	さくら銀行などとの提携によるインターネット専門銀行	預金、貸出、資金決済 (5年後の資金量1兆円を予定)
③さくら銀・富士通・日本生命など7社	異業種提携によるインターネット専門銀行	携帯電話を使ったインターネットを通ずるフルバンキング
④伊藤忠、三井海上、大和生命など	異業種提携によるインターネット専門銀行	携帯電話を使ったインターネット取引による小口決済中心
●東京三菱など都地銀とファミリーマートなど25社提携(イーネット)ほか	銀行は設立せずインターネットATM網整備の提携	参加企業の総合金融ポータル(商品提供窓口)拡充
●日長銀・リップルウッド ●日債銀・ソフトバンクなど	国有化銀行の取得	普通銀行業務全般

資料 各紙報道から作成

銀行（eバンク）設立を目指している。

このように各社の経営コンセプトに多少の相違はあるが、共通するのは 情報技術(IT)活用により低コストで個人顧客に利便性をもたらすサービスを提供し、これにより顧客情報を的確に収集して親企業の顧客基盤を拡充することにより、相乗効果をあげることにある。

こうした事業会社の銀行設立とは別に、情報関連業種（コンピュータ、流通、銀行）が提携して、銀行業を設立せずコンビニエンスストアなどのATM・CDネット網整備などを通じて個人顧客サービスを強化する動きも活発化している。東京三菱・第一勧銀や一部都地銀などが日本IBM、ファミリーマートなどコンビニ5社と共同で4月からサービスを開始する「イーネット」のほか、三和のダイエー・OMC・ローソンなど1000店舗へのATM設置やさくら銀のam/pmへのATM設置などがその好例。こうしたネットワーク拡充は銀行設立とは異なり、自前の勘定で決済を処理するのではなく、既存の銀行と提携して実質的に同様のサービス提供するというものである。ただ双方の事業に参画するさくら銀行では、「対象顧客層が異なるため提携相手の抱えているネット上の顧客基盤確保のメリットが大きい」点を指摘しており、ネットワーク拡充を通ずる総合金融サービスの玄関口（ポータル）構築を狙った金融関連企業（保険・証券など）でこうした動きが広がるとみられる。

### 情報技術革命や規制緩和が参入の背景

銀行以外の業種からの銀行業への参入は、1980年代に入って英・米などで徐々に広がったが、こうした銀行業への参入の背景にあるのは、ビッグバンによる金融業務参入への規制緩

和とコンピュータの普及がもたらしたIT革命の進展である。米国では、1980年代の金融業務の自由化により銀行業務について資産運用とリスク管理、商品開発を手がける部門と、そこで開発された商品・サービスを販売する部門の機能分化が進んだ。そして投資銀行・証券やノンバンクから前者の部門へ、流通業などから後者の部門に参入が活発化し、経営効率化のため持株会社のもとで両部門を別会社に分離する動きもみられた。欧州でも金融自由化と情報技術革新の進展に伴って、異業種からの銀行業参入が始まったが、特に英国では、85年の有力デパート・マークス&スペンサーの銀行参入以後途絶えていた異業種からの銀行参入が、97～98年国内スーパー上位のセインズベリーとテスコが相次いで銀行免許を取得するなど再び活発化している（表2）。最近、英国でこのように異業態からの参入が活発化したのは、金融サービス法の成立により金融業務に対する「タテ割りの規制」がなくなり、消費者保護に向けた統一的な法制が実現したことによる影響が大きい。

表2 英国の異業種の銀行参入

参入企業	開始時	資金量	特色
(デパート) マークス&スペンサー	85年	n.a.	バンク・オブ・スコットランドとの提携を解消し単独で銀行設立
(スーパー) テスコ・パー テソナル・ファイナンス	97/7月	10億 ポンド	ローヤル・バンク・オブ・スコットランドと提携、インターネット取引中心
(スーパー) セインズベリーズ銀行	97/2月	17億 ポンド	バンク・オブ・スコットランドと提携、インターネット取引中心
(生命保険) エッグ	98/10月	76億 ポンド	ブルデンシャル保険の子会社、インターネットによる住宅ローン中心
(スーパー) セーフウェイ	96/11月		銀行免許は取得せず銀行（アビー・ナショナル）と提携してインスタ・ブランチ

資料 各紙関連報道から作成

わが国でも、金融業務の規制緩和を契機に、リースなどのノンバンク（例えばオリックスなど）や証券会社・流通業がカード業務などを通じて企業や個人への銀行類似サービス提供を積

極化し、この過程でノウハウを蓄積してきたこと、情報機器（パソコン、携帯電話など）の普及により個人顧客が金融業の成長分野として意識されるようになったこと、などから関連業種がこうした領域への進出の機会を窺っていた。

これが97～98年以降の大手金融機関破綻による受け皿探しの動きも加わって、一挙に活発化しているのが現状である。これら異業種からの参入の動きに対しては、銀行側でも上記のように自行の販売チャネル多様化と顧客基盤拡充の狙いから、参入する企業と提携してこれを積極的に支援していこうとの態度を示している。

### 事業法人の銀行参入は適当か

こうした動きについては、「事業会社の持つノウハウを金融サービスに生かすことにより金融業の新たな可能性を引出す」ことに期待する声が強いが、現行法（銀行法・独占禁止法など）上の問題点も指摘され、当局では慎重に参入基準づくりを進めている。

まず現行法上問題とされているのは、銀行の事業会社への参入と事業会社の銀行業への参入の規制が非対称なものとなっている点である。銀行（ないし銀行持株会社）から他事業への進出については、銀行・証券会社・保険会社など原則として金融関連業務を営む会社への進出に限定され、一般事業会社への進出は認められていない。これに対して、一般事業会社の銀行業への進出（子会社の形での銀行参入）については、特に制限は設けられていない。

こうした点について、金融ビッグバンの具体的な方向を示した97年の金融制度調査会でも、これを整合的なものに改める必要があるとの議論があり、「事業会社が銀行子会社を持つ場合、事業会社の影響が働き預金者の利益が損なわれ

る」として事業会社の銀行業参入に制限的な米国に倣った規制を行うべきとの議論もあった。しかし、既存の銀行でも大株主として事業会社が加わっている現状に配慮して見送られたという経緯がある。

因みに異業種からの銀行参入について米国では、貯蓄金融機関を通じる参入は許容されてきたが、99年11月施行された銀行制度改革（グラム・リーチ法）で貯蓄金融機関持株会社も傘下に事業会社を所有することを禁じ、事業会社と銀行業との分離を徹底した。この理由としては、銀行と事業会社との競争条件の公平性確保、銀行と事業会社、銀行と顧客との利益相反の回避、銀行の健全性確保（金融システムのセーフティネット負担も含め）、等の点が指摘されている。

### 参入を認める場合も幾つかの問題点

こうした米国のような考え方は別として、参入を認めるとしても次のような問題点を指摘する向きが多い。

第1に機関銀行化（関連グループへの与信集中）の懸念　つまり銀行子会社が事業会社の安易な資金調達手段に使われるという弊害（昭和恐慌時にみられた動き）をどう防止するか、である。現に最近破綻した銀行のなかにも、主要株主が事業会社である事例が少なくない。第2に、親企業の収益状況の影響をどう回避するかである。機関銀行化は回避できるとしても、親会社の収益上の好不調が銀行経営に影響を及ぼすとすれば経営の不安定化は避けられない。こうした点から銀行子会社経営を事業会社経営から分離してリスク回避を図ることも必要となる。

第3には、決済専門銀行が手数料など単一収

益基盤に依ることからくる収益の不安定化への対応である。イトーヨーカ堂の場合、銀行の収益源は極めて薄い運用利鞘とATM稼働の対価として顧客から徴収する手数料のみとしているが、これは経営を維持できる手数料確保と余分な人や設備を持たない低コストが前提となる。これまでの金融理論では決済専門のいわゆる「ナローバンク」は成り立たないというのが定説となっているが、これが覆せるかどうかである。さらに4番目に、事業会社と銀行子会社間で顧客（企業・個人）情報の遮断がないと顧客の秘密保持が損なわれる懸念もある。しかし、前記のように銀行子会社は親企業の顧客基盤に期待し、親企業も銀行業への進出による本業との相乗効果を見込んでいる以上、厳しい情報遮断が行われると銀行経営のメリットが失われることとなる。そのほか、事業会社の新規参入の場合と破綻金融機関（例えば長銀、日債銀などの事例）買取りを通ずる参入の場合との参入基準に、不公正が生じない配慮も必要となろう。

#### 海外は厳格なルール下で参入容認の方向

こうした点についてユニバーサル・バンキング制度をとる欧州では、事業法人の銀行業への参入を基本的に容認する一方、前記の問題点を回避するため、銀行業への参入、銀行の親企業との取引、参入後の親企業の監督について一定の制限を課している（表3参照）。

これを参入の活発な英国についてみると、銀行参入（新規・既存先買収いずれも）の場合、一定比率以上の株式保有する会社に対しては適格性を審査するなどの措置が行なわれている。これは、銀行経営の健全性を求めるBIS銀行監督委員会の考え方（注）に沿ったもので、フランス・ドイツなど他の欧州主要国でも同様である。

親企業との取引については、銀行に対して一般の大口信用供与規制のほか、グループ内会社への大口信用供与規制、銀行に不利な取引を禁ずるアームズ・レングス規制によって、親企業から蒙るリスク回避に配慮している。

参入後の親企業の監督についても、英国の金融サービス庁（FSA）は、銀行法上の銀行の親会社に対して、報告義務や立入り検査を行う権限が付与されている。ただFSAは、銀行免許付与後も銀行を通じて、10%以上の株主に関する情報や公開情報の取得が可能であることから、「親会社への立入り検査を実施することは極めて例外的」（英系銀行）とされている。さらに、顧客情報（個人・企業等）の利用についても、英国では親企業が顧客の個人情報を経営子会社に提供するには、「データの利用目的を特定して顧客の承諾を得る必要がある」（データ保護法）とされている。ただこれについては、「顧客の許可を得れば容認されるため、実質的には共有されている」（農中総研・重頭レポート）模様。

（注）97年に策定されたBIS銀行監督委員会のガイドライン（銀行監督の諸原則）では、次の点が指摘されている。

銀行は、組織の所有者の資金源として利用されてはならない。

銀行を保有するグループの他の企業の事業からの伝播による預金者リスクを最小化すべきである。

監督当局は、銀行の株主構造に対する評価をおこなわなければならない。

監督当局は、銀行に対する主要な所有権や支配力を他の企業に移譲させる提案を点検し棄却する権限を持つていなければならない。

#### 求められる透明な参入基準策定と法整備

上記銀行業への参入申請に対して、金融再生委と金融監督庁では、「現行法で禁止してい



表3 銀行免許に関する欧米諸国の状況

	米 国	英 国	フランス	ドイツ
1. 一般事業会社が 子会社として銀行 を保有	金融制度改革法成 立（99/11）によ り原則禁止（注）	新規設立と既存買収の双方が認められている		
2. 既存買収が認め られている場合、 許認可の要否とそ の基準	（原則禁止）	10%以上の株式 保有の場合は、 株主としての適 格性審査	・5%以下の株式 保有は届出 ・10%、20%、1/3 の場合、各要認可	大口出資者（10% 以上）については 適格性審査
3. 現在、一般事業 会社に保有される 銀行数	貯蓄金融機関を保 有する一般事業会 社20社程度（98/ 末）	厳密な把握は行 われていない	80社程度（一般事 業会社による50% 超株式保有）	20社程度

資料 金融再生委員会・金融監督庁の調査結果に関する報道により作成  
（注）99/5月以前からのものは例外。

い以上、銀行法上の審査基準（第4条）注）に明記されている審査の要件を満たしていれば認可する」との方針を示すとともに、参入の具体的な基準づくりを進めている。これに対して自民党内には、上記問題点を踏まえて「現行法などの改正を先行すべき」（相沢調査会長）との意見もあり、最終的に認可されるまでにはなお曲折が予想される。

伝えられる銀行法改正の内容としては、第1に、新規免許の条件に親会社の経営状況審査を加えることのほか、現行法の親企業との取引規制を強化すること（機関銀行化防止など）、第2に銀行買収などの形態での参入に関して当局が一定の拒否権を持てるようにすること、第3に銀行の一般事業への参入を禁じている他業禁止規制を緩和し、一般事業会社の銀行業参入と整合的なものとする、等の点である。併せて、行政上のガイドラインとして、免許を付与する際に3年以内の黒字化を義務付ける、親会社と銀行子会社の情報利用についての一定の情報遮断（ファイアウォール）を行うことなども検討される模様。

このほか実際の銀行開業までには、決済システム上、日銀などとの取引開始と日銀との審査契約締結、全銀オンラインへの加盟、預金保険機構への加盟と保険料支払などクリアしておくべき実務上の課題も残されている。

この際、金融システム安定を重視して参入基準や監督を厳しいものにすれば、新銀行設立による親会社の事業との相乗効果が薄れ、新銀行設立のメリットが少なくなることとなる。先般、金融監督庁は「電子取引進展と監督行政」についての研究会報告を公表したが、ここで示されたように時代に即応した透明性の高い基準をつくることにより参入を促し、顧客の利便性を高めていくことが望まれる。

（注）現行銀行法では審査基準（銀行法四条二項）として、銀行業務を健全かつ効率的に遂行するに足る財産的基礎を有するか、銀行業務に係る収支の見込みは良好か、人的構成等からみて銀行業務を的確・公正かつ効率的に遂行できる経験・知識を有し、かつ十分な社会的信用があるか、新銀行の業務開始によって、業務が営まれる地域における経済金融の状況に照らして金融秩序を乱すおそれはないか、をあげている。

（荒巻 浩明）